

審 査 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）定款第 4 3 条に定める加盟団体（以下「地連」という）の会員（以下「会員」という）に対する称号の授与及び段級の認許ならびにこれらの公正な審査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 外国人については別に定める。

(品位の保持)

第 2 条 称号又は段・級位の受有者は、弓道人にふさわしい品位を保つよう努めなければならない。

2 称号又は段・級位の受有者にしてその品位を汚辱する行為又は本連盟結成の本旨にもとる行為があると認められる場合は、理事会の議決により称号又は段・級位を返上させ、又は剥奪することがある。

第 2 章 称 号

(称号の授与)

第 3 条 称号は、研鑽練磨の実力を備え、且つ功績顕著な会員に対し査定の上授与し、もってその名誉を表彰するものとする。

2 称号の授与は、証書によるものとする。

3 称号者は、弓道の指導者であり、審査委員、審判委員となりうる者であり、弓道普及者であることを深く認識し、研鑽に努めなければならない。

(称号の階程)

第 4 条 称号は、範士・教士・錬士の 3 階程とする。

(称号を受ける資格)

第 5 条 称号を受ける資格は、次に掲げるとおりとする。

範士

(1) 徳操高潔、技能円熟、識見高邁であって特に弓界の模範であること

(2) 教士の称号を受有すること

教士

- (1) 人格、技能、識見、共に備わり、弓道指導に必要な学識、教養及び実力を有し、且つ功績顕著であること
- (2) 錬士の称号を受有すること

錬士

- (1) 志操堅実であって弓道指導の実力を有し、且つ精錬の功績顕著であること
- (2) 五段以上の段位を受有すること

第3章 段 ・ 級 位

(段・級位の認許)

第 6 条 段・級位は、審査により弓道修練者に認許し、その研鑽練磨の実力を評価し、もって斯道の奨励振興に資するものとする。

2 段・級位の認許は、証書によるものとする

(段・級位の階位)

第 7 条 段位は十段から初段までの10段階、級位は一級から五級までの5段階とする。

(段・級位の資格基準)

第 8 条 段・級位を受ける資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

十段

九段 弓道の真体に達した者

八段 技能円熟、射品高雅、射芸の妙を体得した者

七段 射形・射術・体配自ら備わり、射品高く錬達の域に達した者

六段 射形・射術・体配共に優秀にして射品高く精錬の功顕著な者

五段 射形・射術・体配共に法にあって射品現われ、精励の功特に認められる者

四段 射形定まり、体配落ち着き、氣息正しく、射術の運用が法に適い、離れ鋭く、的中確實の域に達した者

参段 射形定まり、体配落ち着き、氣息整い、射術の運用が法に従い、矢飛び直く的中やや確実な者

弐段 射形・体配共に整い、射術の運用に氣力充実し、矢所の乱れぬ者

初段 射形・体配及び射の運行共に形に適い、矢所の乱れぬ程度に達した者

一級 射の体形（射形）及び体配が概ね適正であると認められる者

二級 修練の程度が3級に比して進歩していると認められる者

三級 射の基本動作及び弓矢の扱い方が整い秩序のある指導の下に修練を経たと認められる者

四級 秩序のある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者

五級 弓道修練の初歩的階層にある者

第4章 審査会

(審査会の種別)

第9条 審査会は全弓連が主催し、種別は、中央審査会、外国審査会、連合審査会及び地方審査会とする。

2 全弓連は連合会及び地連と審査委託契約を結び、審査を主管させる。

(中央審査会)

第10条 中央審査会は、次に定めるところにより全弓連が行う。業務の一部を主管地連に委託する。

(1) 定期中央審査会

毎年定期に京都市、仙台市、福岡市、東京都、名古屋市の5ヶ所において各1回行う
教士の査定ならびに八段から六段までの段位の審査をする

(2) 臨時中央審査会

前号に定めるもののほか随時、臨時に行うものとし、錬士の査定ならびに七段及び六段の段位の審査をする。特別に必要な場合は五段以下の審査も併せて行うことができる。

なお、教士の査定及び八段の段位の審査を併せて行う場合がある

(3) 錬士臨時中央審査会

前2項に定めるもののほか、錬士の審査会を行うことができる

(外国審査会)

第11条 外国審査会は、次に定めるところにより行う。

(1) 全弓連が必要の都度随時行うものとし、錬士の査定及び六段以下の段・級位の審査を行うことができる

(2) その他、必要な事項は、別に定める

(連合審査会)

第12条 連合審査会は、次に定めるところにより行う。

(1) 連合会あるいは3以上の地連が連合して主管し、随時行うものとし、五段以下の審査をする

(2) その他必要な事項は、別に定める

(地方審査会)

第13条 地方審査会は、次に定めるところにより行う。

(1) 地連が主管して毎年2回以上行うものとし、四段以下の審査をする

(2) その他必要な事項は、別に定める

第5章 審査委員

(審査委員資格の授与)

第14条 審査委員資格は、全弓連が行う審査委員資格認定制度により資格審査に合格した者に会長が与える。

2 前項の審査委員資格認定制度については、別に定める。

(審査委員の委嘱)

第15条 審査委員には、次の各号に従い審査委員資格を有する者を委嘱する。

(1) 中央審査会

(i) 1射場あたり行射審査委員は5名、学科審査委員1名以上とし、また別に論文審査委員1名を、会長が委嘱する

(ii) 審査委員長には会長又は会長が指名した者が当る

(2) 外国審査会

(i) 審査委員は5名、学科審査委員1名以上とし、会長が委嘱する。ただし、当分の間、行射審査委員は3名とすることができる

(ii) 審査委員長には会長又は会長が指名した者が当る

(3) 連合審査会

(i) 1射場あたり行射審査委員は5名、学科審査委員は1名以上とし、連合会長が委嘱する

(ii) 審査委員長には主管する連合会長または連合会長が指名した者が当る

(4) 地方審査会

(i) 1射場あたり行射審査委員は5名、学科審査委員は1名以上とし、地連会長が委嘱する。ただし、離島など特殊な事情がある地連においては、会長の了解を得て、行射審査委員は3名とすることができる。

(ii) 審査委員長には地連会長又は地連会長が指名した者が当る

2 前項の委嘱を受けた者は誓約書を提出する。

3 審査委員は、前項の誓約書に違反した場合、審査委員資格を停止されることがある。

(審査委員の職務)

第16条 審査委員は、次の職務を分担する。

(1) 審査委員長は、審査会を統括し、審査結果について最終的な責任を有する

(2) 行射審査委員は、行射の審査を行う

(3) 学科審査委員は、学科審査の監督ならびに採点を行う

(4) 行射審査委員および学科審査委員は、面接審査委員として指導力の査定及び面接審

査を行う

(5) 論文審査委員は論文の審査を行う

第6章 称号の査定

(範士の選考)

第17条 範士は、審議会の選考による。

(教士の査定)

第18条 教士の査定は、行射、指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。

2 審査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 行 射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う
- (2) 面 接 行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する
- (3) 論 文 行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。

(錬士の査定)

第19条 錬士の査定は、行射、面接及び学科の総合成績により合否を決定する。

2 審査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 行 射 行射の練達度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う
- (2) 面 接 行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する
- (3) 学 科 弓道の理解度を査定する

第7章 段・級位の審査及び選考

(九段以上の選考)

第20条 九段以上の段位は、審議会の選考による。

(八段以下の段・級位の審査)

第21条 八段以下の段・級位の審査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 八段・七段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する
 - ①行 射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う

- ②論文 行射の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す指定問題の論文を査定する
- (2) 六段より初段の段位は、行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する
- (3) 級位は、行射の審査の成績に応じて、一級より五級を与える
- (4) 「無指定」として受審した場合、行射の審査の成績及び学科試験の総合成績により、初段又は級位を与える。ただし、初段は学科試験の合格を必要とする。
- 2 五段以下の行射審査の統一基準については別途定める。

(昇段の原則)

第22条 段位は、初段より一段階ずつ昇進させる。

2 級位は、段階を追わず、飛級を認める。

第8章 受審資格

(受審資格)

第23条 教士及び錬士の査定ならびに段位の審査は、次の各号の資格を有する者を対象とする。

(1) 教士の査定

錬士取得後2年、且つ六段取得後1年を経過した者

(2) 錬士の査定

五段取得後1年を経過した者

(3) 段位の審査 現有の段位取得後、五段以下については5カ月を経過した者、六段以上は1年を経過した者

(4) 中央審査会及び外国審査会における受審資格は実施要項にその都度明記するものとする

2 受審資格は前項の規定に係らず、審査の時期により、その経過期間を短縮し要項に明記し実施する場合がある。

第9章 審査の手続

(審査の申込手続)

第24条 受審者は、該当する審査会実施要項の定めるところにより申し込む。

2 受審者は、様式第2号または第3号の審査申込書に該当事項を記載し、審査料を添えて、地連会長に提出する。

3 地連会長は、申込書の記載内容を確認し、以下の審査会については、審査料を添えて審査申込書を提出する。

中央審査会および外国審査会は全弓連事務局に、連合審査会は連合会又は主管地連事務局に申し込む。

(審査結果の処理)

第25条 審査結果の処理は、次のとおりとする。

1 中央審査会

- (1) 合否は、即日発表するか、又は後日速やかに所属の地連会長に通知する
錬士及び六段は即日発表し、教士、八段及び七段については即日候補者を発表し、論文課題を与える
- (2) 合格者は、別表1に定める登録料を所属地連会長に納入する。又、錬士に合格した者は履歴書及び写真を併せて提出する
- (3) 地連会長は、合格者の登録料を、また錬士合格者の場合は関係書類を添えて本連盟に提出する

2 外国審査会

- (1) 合否は、即日発表するか、又は後日速やかに所属団体の長に通知する。
- (2) 合格者は、別表1に定める登録料を本連盟に納入する

3 連合審査会・地方審査会

- (1) 合否は、即日発表する
- (2) 合格者は、別表1に定める登録料を主管した連合会長又は地連会長に納入する
- (3) 審査会を主管した連合会長あるいは地連会長は、審査決了後、速やかに審査報告書及び登録料を本連盟に送付する

(審査結果の公表)

第26条 合格者の氏名は、全弓連発行月刊『弓道』に掲載する。

2 連合審査会及び地方審査会における審査結果について、不合格者から問合せがあったときは、次の項目について審査委員長が文書で開示することができる。

- (1) 行射審査の得票
- (2) 学科審査の得点

(異議申立)

第27条 中央審査会の受審者は、自己の審査結果について異議申立をすることができる。

2 異議申立は、審査終了後一週間以内に書面を以て審議会に対して行う。

第10章 雑 則

第28条 審査会における服装は、教士、錬士及び五段以上については和服とする。その他については原則として弓道衣とする。

- 2 審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。棄権した者には審査料の返還はしない。
- 3 学科試験で不正行為があった時は、その場で受審を停止し、当該試験は不合格とするとともに、以降の受審が制限されることがある。

第11章 補 則

第29条

- 1 審査委員資格の授与について、審査委員資格認定制度が確立するまでの間の審査委員の認定は、従前の方法による。
- 2 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成26年11月27日改正

審査規程内規

(平成 10 年 4 月 1 日 施行)

(平成 26 年 11 月 27 日 改正)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、審査規程（以下「規程」という）第 29 条 2 項の規定により称号・段位の選考ならびに審査の施行に関する取扱の内規を定めるものとする。

(審査会の運営)

第 2 条 審査会の運営は以下のとおりとするが、事務要領については、別に通知する「中央審査事務要領」に準じることとする。

- (1) 中央審査では、審査進行表を当該地連会長あて通知する
- (2) 近的 5 人立ち、坐射を原則とし、直径 36 cm 霰的を使用する。行射は、別表 2 の要領による
- (3) 立札は 1 番から 5 番までを置くことを基本とし、二次審査の持的射礼では 1 番のみを置き、一つの射礼では置かないこととする。
- (4) 運営係は、受付、進行、招集、的前、集計の各係のほか、審査会の規模に応じて必要な係を置く

(審査委員の公表)

第 3 条 審査委員は審査当日開会式で紹介するほか、「中央審査」については事後「弓道誌」に氏名を公表する。

(審査委員の服装)

第 4 条 審査委員の服装は、和服又は洋服とし、洋服については、上着及びネクタイを着用する。女子はこれに準ずる。

(教士の審査)

第 5 条 規程第 18 条の規定による教士の査定に係る行射の審査については、第一次審査において過半数の得票者について第二次審査を行い、通算八割以上の得票があったものを通過者とする。

- 2 前項の第二次審査は原則として「一つの射礼」を行う。
- 3 指導力の査定については、甲（80 点以上）、乙（60 点以上 80 点未満）、丙（40 点以上 60 点未満）、丁（40 点未満）の 4 段階にし、甲・乙は合格、丙は行射における第一次・第二次の通算得票より 1 票を減じ、丁は不合格とする。
- 4 論文は、自筆で 400 字詰原稿用紙 5 枚以上とし、審査後 15 日以内に提出するものとし、60 点以上を合格とする。

(錬士の審査)

第 6 条 規程第 19 条の規定による錬士の査定に係る行射の審査については、第一次審査において過半数の得票者について第二次審査を行い、その得票が過半数で第一次との通算七割以上の得票があったものを通過者とする。

2 前項の第二次審査は原則として「持的射礼」を行う。

3 面接の査定については、甲（80 点以上）、乙（60 点以上 80 点未満）、丙（40 点以上 60 点未満）、丁（40 点未満）の 4 段階にし、甲・乙は合格、丙は行射における第一次・第二次の通算得票より 1 票を減じ、丁は不合格とする。

4 学科は、60 点以上を合格とする。

(段・級位の審査の得票)

第 7 条 規程第 21 条の規定による段・級位の審査については、次の各号に定めるところによる。

(1) 八段の段位の行射の審査については、内規第 5 条に定める教士の査定の場合と同様とする。

ただし、第二次審査で所定の得票がなかった者は、事後 1 年間に限り第一次審査を経ず、第二次審査を受審することができる。

(2) 前号ただし書の場合において、第二次審査の得票が第一次審査の得票より多かった場合は、次の審査においてはその得票数を以て第一次の得票数と見なすことができる

(3) 七段の段位の行射の審査については、二次審査は原則として「一つの射礼」を行い、得票については前条に定める錬士の査定の場合と同様とする。

ただし、第二次審査で所定の得票がなかった者は、事後 1 年間以内に、定期中央審査において 1 回限り第一次審査を経ずに第二次審査を受審することができる。

(4) 六段及び五段の段位は、行射において 7 割以上の得票があり、学科が 60 点以上の者を合格とする

(5) 四段以下の段位は、行射において 5 割以上の得票があり、学科が 60 点以上の者を合格とする

(6) 級位は、行射の審査において 5 割以上の得票があった者を合格とする

(7) 無指定の者は、行射の審査において多数の得票のあった段・級位を認定する

2 学科試験の問題は、全弓連が作成する

(審査委員による協議)

第 8 条 審査委員長は、第 5 条から第 7 条の規定による得票数に検討の必要があるときは、規程第 16 条 1 項に基づき、審査委員と協議することができる

2 複数射場がある場合は、行射審査委員の中から委員長代理を委嘱することができる

(得票率の計算)

第 9 条 第 5 条から第 7 条までに規定する得票率の計算については、四捨五入の方法による。

(審査関係資料の保存期間)

第 10 条 各審査会主管団体は、処務規程により審査関係書類を保存する。

(審査結果の公表)

第 11 条 規程第 26 条 2 項に定める審査結果の公表は次の要領による。

- (1) 問い合わせの混乱を避けるため、対象を不合格者とし、本人の申請により学校顧問又は各地区協会代表者が問合せ内容を取りまとめ、7 日以内に書面で提出する
- (2) 審査委員長は、学校顧問又は各地区協会代表者に書面で開示する

(証書の日付等)

第 12 条 称号、段・級位の証書の日付及び授与者は次のとおりとする。

- (1) 審査に係るものの日付は、当該審査会の施行の日とする
 - (2) 授与者名は、すべて「公益財団法人全日本弓道連盟」とする
- 2 証書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(書類の様式)

第 13 条 この規程に定める書類の様式は次のとおりとする。

- 様式第 1 号 称号・段級証書 規程第 3 条 2 項、第 6 条 2 項
- 様式第 2 号 審査申込書(称号・六段以上用) 規程第 24 条 2 項
- 様式第 3 号 審査申込書(五段以下用) 規程第 24 条 2 項
- 様式第 4 号 審査結果通知書(地連会長あて) 規程第 25 条 1 項、2 項
- 様式第 5 号 称号・段位決定通知(地連会長あて) 規程第 25 条 1 項、2 項
- 様式第 6 号 審査報告書(本連盟会長あて) 規程第 25 条 3 項
- 様式第 7 号 履歴書 規程第 25 条 1 項 2 号
- 様式第 8 号 認許証再交付(揮毫)申請書
- 様式第 9 号 審査委員委嘱状 規程第 15 条 2 項
- 様式第 10 号 審査委員誓約書 規程第 15 条 2 項
- 様式第 11 号 審査結果開示申請書 内規第 11 条(1) 項

(施行期日)

附 則

- 1 この内規は平成 27 年 4 月 1 日から 1 年間試行する。
- 2 この内規は平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間試行する。